６月８日（月曜日）午前９時30分開議

議 事 日 程 （ 第 １ 日 ）

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　行政報告
第５　同意第１号　農業委員会委員の任命同意について　（町長提出）
第６　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）　（町長提出）
第７　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）　（町長提出）
第８　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度北方町一般会計補正予算（第１号））　（町長提出）
第９　議案第14号　北方町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について　（町長提出）
第10　議案第15号　北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について　（町長提出）
第11　議案第16号　北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について　（町長提出）
第12　議案第17号　工事請負契約の締結について　（町長提出）
第13　議案第18号　令和８年度北方町一般会計補正予算（第２号）を定めるについて　（町長提出）
第14　議案第19号　令和８年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めるについて　（町長提出）
第15　議案第20号　令和８年度北方町下水道事業会計補正予算（第１号）を定めるについて　（町長提出）
第16　議案第21号　和解及び損害賠償の額を定めることについて　（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第16まで

出席議員　（９名）

１番	古　野　裕美子	２番	朝　日　智　哉
３番	河　村　正　通	４番	石　井　伸　弘
６番	杉　本　真由美	７番	安　藤　哲　雄

８番	鈴 木 浩 之	９番	安 藤 浩 孝
10番	井 野 勝 已		

欠席議員　（なし）

欠　員　（５番）

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸 部 哲 哉	教育長	名 取 康 夫
教育次長	山 路 康 代	総務危機管理課長	山 田 潤
政策財政課長	浅 野 浩 一	税務課長	木野村 英 俊
住民保険課長	郷 展 子	福祉子ども課長	衣 斐 武 宜
健康推進課長	横 田 紀 彦	都市環境課長	宮 﨑 資 啓
上下水道課長	木野村 和 明	教育総務課長	北 中 龍 一
会計室長	髙 﨑 健 一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱 口 晴 美	議会書記	平 工 峻 也
議会書記	石 崎 啓 明		

開会　午前９時30分

○議長（杉本真由美君）　皆様、おはようございます。

昨日東海地方におきましては梅雨入りの発表がございました。しかしながら、昨日はほぼ１日中肌寒い季節でありました。まだまだ寒暖差があるようでございます。皆様におかれましては、どうぞ健康には十分に御留意をいただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和８年第２回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（杉本真由美君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番　井野勝巳さん及び１番　古野裕美子さんを指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（杉本真由美君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月18日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から６月18日までの11日間に決定をいたしました。

日程第３　諸般の報告

○議長（杉本真由美君）　日程第３、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

○議会事務局長（濱口晴美君）　３月定例会以後の報告をさせていただきます。

３月18日、４月15日及び５月20日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

３月26日、臨時総会及び令和７年度第４回評議員会がＯＫＢふれあい会館で開催されました。評議員会では、岐阜県町村議会議長会役職員等旅費規程の全部改正について、また岐阜県町村議会議長会職員旅費規程について、定期総会や理事会などの令和８年度における年間事業計画や研修計画などが協議され、令和８年度の予算歳入歳出を1,304万4,000円とすることについて、それ

ぞれ原案のとおり可決されました。そのほかに、財政調整積立基金の運用について、正・副議長研修会の講師について、今後の会議予定などが了承されました。

さらに、前回の評議会以後の全国町村議会議長会関係会議についての報告がありました。６月１日には、臨時総会及び令和８年度第１回評議員会がＯＫＢふれあい会館で開催されました。

臨時総会では、岐阜県町村議会議長会役員の補欠選任が行われ、理事に養老郡養老町議長の野村永一氏、監事に羽島郡笠松町議長の川島功士氏が選任されました。任期は、令和８年６月１日から令和９年５月31日までとなります。

臨時総会に続いて評議員会が行われ、町村議会正・副議長研修会の講師については、関東学院大学法学部地域創生学科教授の牧瀬稔氏に依頼することとし、10月までの会議予定などが決定されました。

次に、全国町村議会議長会についてであります。

５月26日、令和８年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、杉本議長が出席されました。その中では、一般財団法人地域活性化センター理事長　林崎理氏の「地域創生の先行き―地域未来戦略とともに―」など、３つの講演とパネルディスカッションが行われました。

続いて、配付物の関係であります。

お手元の資料を御覧ください。

ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書の写しを配付してあります。

以上、報告をいたしました会議などの資料は、事務局に保管してありますので御覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

○議長（杉本真由美君）　これで諸般の報告を終わります。

日程第４　行政報告

○議長（杉本真由美君）　日程第４、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君）　おはようございます。

行政報告の前に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、６月定例会ということで、議員の皆さんにおかれましては何かと御多用のところ、全員の皆さんに御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から町政の推進に対し格別の御理解と御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

今定例会におきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、同意が１件、承認が３件、条例が３件、契約関係が１件、補正予算が３件、その他１件の計12議案を提案いたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

さて、６月に入り野山の緑も一段と色濃くなりました。つかの間の初夏の風を心地よく感じられるこの頃でありますが、一方で、昨日に梅雨入りしたこともあり、これから本格的な出水期を迎えるわけであります。申し上げるまでなく、近年は全国各地で激甚化する気象災害が発生しております。気象庁は、つい先日には、大雨や台風などの災害発生リスクを分かりやすく直感的に理解できるよう、５段階の警戒レベルで発表するよう改めたところでありますが、当町におきましても、気を緩めることなく、町民の安全・安心の確保に万全を期してまいりたいと思っているところであります。

ここで、前回の定例以降の町政の主な事業について御報告を申し上げたいと思います。

過ぐる５月３日に開催をいたしました北方まつりでありますが、最大の見どころは、宵闇に担ぎ出す本みこしの練り歩きであります。しかし、今年は、大変残念なことに十数年ぶりの大雨に見舞われてしまいました。こればかりは自然相手でありますので仕方ありませんが、救いは昼過ぎまで天気がもってくれたことで、各町内でのみこしの練り歩きができたことです。

また、宵闇のみこしは、悪天候の中でも５基のみこしがつり出され、それなりに観衆を魅了してくれたことや、70店もの露店が出店して祭りを盛り上げてくれたことは幸いでありました。おかげでそこそこのにぎわいが創出されたことに感謝と喜びを感じたところであります。

次に、５月17日に行いました町民歩け歩け大会も、５年前から観光バスを導入し、遠方の観光地を散策する方向へと変えたことで、北方町でも屈指の人気のイベントとなっております。今回は、長野県南木曽駅から妻籠宿まで3.2キロのウオーキングでしたが、天候に恵まれ、参加者122名全員が無事完走できました。参加された皆さんは、程よい交流とコミュニケーションが取れたと大変喜んでおられました。今後も、こうした住民同士の交流を通じて、つながりが深められるイベントとしてさらに充実させていきたいと考えているところであります。

また、５月の第３週に３回に分けて開催をした町民対話集会でありますが、３会場で延べ152名の参加となりました。今年は、土曜日午前の開催を試みましたが、参加される方や参加人数が例年とさほど変わらなかったことは少々残念に思ったところであります。そもそも町政にさほど興味も不満もないからということかもしれませんが、幾つか貴重な意見を伺うことができましたので、一定の成果はあったと思っております。

さて、話は変わりますが、国外に目を向けますと、中東情勢は一向に決着がつかず、膠着状況が続いております。連日の報道は、まさに一夜にして情勢が全く変わってしまうということで、原油先物価格が乱高下するなど、市場は混乱し続けております。今後も、事態が好転するのか、悪化するのか、いずれにせよ先が読めないという状況のため、有効な対応策も打ち出しようがありません。

しかし、原材料の不足や物流の遅延、各種コストの増大など、国民の不安感が増していることは紛れもない事実であります。そのため、政府は、今回3.1兆円規模の補正予算を打ち出しましたが、そのほとんどは急な対応が可能である予備費の追加という手法が用いられたことで、具体的な施策は発信されておりません。

町におきましても、現在、町道10号線、通称青桐通りのバリアフリー化改良事業を行っております。毎年5,000万円の予算を計上して鋭意進めているところでありますが、当初は３年ないし４年で終わる予定でありましたが、資材価格の高騰などから、予算的にいっても１年で100メートルそこそこしか進められない状況になるなど、建築、土木の工事単価が異常なほど跳ね上がっているのが現実であります。

また、今年度も、こども園の増設、いきいき支援センターの改修など建設関連予算を計上しておりますが、入札不調、不落を回避するため、御案内のとおり、当初の見積りから大幅に増額した予算措置を余儀なくされたところであります。今後におきましても、道路や上下水道施設などのインフラメンテナンスを適時行っていかなければなりませんが、実に頭の痛いところであります。議員皆さんも今の現状を御承知おきいただき、御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、これより定めによる行政報告をさせていただきます。

まず、地方自治法に定められた議会への報告事項、令和７年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和７年度北方町上水道事業会計継続費繰越計算書の報告及び令和７年度北方町下水道事業会計繰越計算書の報告３件及び岐阜地域児童発達支援センター組合議会の行政報告１件をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まずは報告第１号　令和７年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用する繰越明許費については、別紙、令和７年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の記載のとおりであります。

その内容につきましては、款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム標準準拠システム移行業務委託事業303万6,000円、戸籍附票システム等改修業務委託作業費397万7,000円、次に款３民生費、項２児童福祉費、物価高対応子育て応援手当事業費60万円、款10教育費では、項１教育総務費、北学園柔剣道場エアコン設置事業1,579万2,000円、同じく項６保健体育費、給食配送車更新事業費891万円を本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により御報告申し上げます。

なお、それぞれの事業につきましては、本年３月定例会において議決をいただいた事業であります。したがいまして、事業の詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、報告第２号　令和７年度北方町上水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により翌年度に繰り越して使用する継続費については、別紙、令和７年度北方町上水道事業会計継続費繰越計算書のとおりであります。

その内容につきましては、款１資本的支出、項１建設改良費、事業名、春来町２丁目他１地内配水管布設替工事でありますが、２か年の継続事業のため3,977万円を本年度に繰越しをいたしました。よって、地方公営企業法第18条の２第２項の規定により御報告申し上げます。

報告第３号　令和７年度北方町下水道事業会計繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用する建設改良費の繰越しについては、別紙、令和７年度北方町下水道事業会計予算繰越計算書のとおりであります。

その内容につきましては、款１資本的支出、項１建設改良費、事業名、柱本字真長島他地内下水管布設事業であります。ほかの埋設物管理者との調整及び水路伏せ越し箇所の施工時期の調整が必要となったため、391万4,000円を本年度に繰越しをいたしました。

次に、下水道管路施設耐震診断業務委託でありますが、耐震診断計画の検討に時間を要したため330万円を、ふれあい水センター機械棟耐震補強設計業務でありますが、耐震補強方法の検討に時間を要したため、2,080万円を本年度に繰越しをいたしました。よって、地方公営企業法第26条第３項の規定により御報告を申し上げます。

次に、令和８年第１回岐阜地域児童発達支援センター組合議会、通称ポッポの家の定例会が過ぐる３月30日午前10時に岐阜市役所６階大会議室にて開催されましたので報告をいたします。

提案された議案は１件で、第１号議案は令和８年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についてであります。

主な内容は、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ１億5,133万6,000円とするもので、前年度より1,689万3,000円の増額予算となっております。

歳入の主なものは、加入９市町の運営負担金9,809万4,000円、給付費負担金等2,376万1,000円であります。ほかに使用料、手数料、利子及び配当金、前年度繰越金などとなっております。

歳出でありますが、議会費が24万4,000円、総務一般管理費1,637万6,000円が計上されております。ほかに民生費、児童福祉費では、施設管理費として、一般職９名分の給料や手当、施設の管理費等で１億2,805万7,000円、公債費が315万9,000円、予備費350万円が計上されております。

なお、北方町の負担額は47万7,000円、契約通所は１名となっております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（杉本真由美君）　これで行政報告を終わります。

日程第５　同意第１号

○議長（杉本真由美君）　日程第５、同意第１号　農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君）　それでは、同意第１号、農業委員会委員の任命について同意を求めるについてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、次の方を北方町農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

委員の任命についてでありますが、御提案させていただきました北方町農業委員会委員の候補

者は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則のほか、北方町農業委員会委員の候補者の推薦、募集、選定等に関する規則に従って、地区、区域や団体からの推薦、または公募により自ら意欲を持って応募された方々であります。

定数は９名ということで、令和８年２月３日から３月２日までの約１か月間募集を実施した結果、地域及び団体推薦が８名、一般応募者が１名、計９名の推薦、応募がありました。それぞれ農業に関する見識を有した方であり、職務を適切に行うことができると判断し、選任をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、９名の方の氏名、略歴等を申し上げ、提案書順で提案をさせていただきます。住所等はお手元に配付した資料のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

１番、神谷忠一氏であります。年齢は76歳で、加茂地区農事改良組合からの推薦であります。職業は農業で、水稲や柿を44アールほど耕作しておられます。

２番は、大野甲志雄であります。年齢は77歳、曲路地区農事改良組合の推薦であります。職業は農業で、水稲と野菜を約９アールほど耕作されておられます。

３番は、安藤訓之氏であります。年齢は71歳で、柱本地区農事改良組合の推薦であります。職業は農業で、水稲約10アール、野菜を９アールほど耕作しておられます。

４番は、八代修氏であります。年齢は78歳で、高屋地区農事改良組合からの推薦であります。職業は農業で、柿や野菜を20アールほど耕作しておられます。

５番は、神谷正氏であります。年齢は69歳で、ぎふ農業協同組合からの推薦であります。職業は農業で、水稲７アール、野菜を２アールほど耕作しておられます。

６番は、八代泰基氏であります。年齢は38歳で、北方町水田農業担い手協議会からの推薦であります。職業は農業で、梨を27アール、水稲と小麦を５ヘクタールほど耕作しておられます。

７番は、佐野兼松氏であります。年齢は73歳で、北方町園芸振興会柿部会からの推薦であります。職業は農業で、柿20アール、野菜を15アールほど耕作しておられます。

８番は、水野佐代子氏であります。年齢は70歳で、ＪＡぎふ女性部北方支部からの推薦であります。職業は農業で、水稲60アール、野菜を５アールほど耕作しておられます。

９番は、田口紀子氏であります。年齢は63歳で、一般応募であります。職業は行政書士及び税理士であります。農業委員会等に関する法律第８条６項において、委員の任命には、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとありますので、唯一農業者以外の方であります。

以上、略歴等の説明をさせていただきました。

前回に引き続き女性委員が２名おられることに加え、30代の若い担い手さんが入られたことで、従来とは違った視点で様々な御意見がいただけるものと期待をしているところであります。

慎重審議の上、御賛同いただけますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（杉本真由美君）　これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから同意第１号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、同意第１号は同意することに決定いたしました。

日程第６　承認第２号から日程第８　承認第４号まで

○議長（杉本真由美君）　日程第６、承認第２号から日程第８、承認第４号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君）　それでは、承認第２号から第４号まで３件について順次説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）であります。

地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うもので、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和８年３月31日に公布されたことに伴い、個人町民税及び固定資産税、軽自動車税等について改正がされましたが、令和８年４月１日からの施行であるため、議会を招集するいとまがないことが明らかでありました。したがって、地方自治法第179条第１項の規定により令和８年３月31日専決処分をいたしましたので、同条３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、北方町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたが、令和８年４月１日からの施行であるため、議会を招集するいとまがないことが明らかでありました。したがって、地方自治法第179条第１項の規定により令和８年３月31日専決処分をいたしましたので、同条３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度北方町一般会計補正予算（第１号）を定めるについて）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,929万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,929万2,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、補正予算書の第１表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出の理由は、学校給食費の応援事業交付金であります。

歳入については、教育費県補助金5,697万1,000円、前年度繰越金1,232万1,000円であります。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（杉本真由美君）　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから承認第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、承認第２号は承認することに決定いたしました。

承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから承認第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、承認第３号は承認することに決定いたしました。

承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度北方町一般会計補正予算（第１号））を議題といたします。

これから質疑を行います。

石井議員。

○４番（石井伸弘君）　学校給食費の支出ということで町財源のほうから1,200万円ほどを見込んでいるわけですが、建材価格が上がって工事費等が上がるというような話と同時に、食料品の価格も大分上がるという見込みがあります。1,200万円がこの後増額していく可能性があるのかないのか、それともこの1,200万円でかなり余裕を持って予算として組んでいらっしゃるのか、その辺のところを教えてください。

○議長（杉本真由美君）　北中教育総務課長。

○教育総務課長（北中龍一君）　今のところ、昨年と同額の１日当たり50円の補正を組ませていた

だいたところでございますが、何とかこの金額の範囲内でやりくりができればなというふうに考えております。ただ、もう既に結構物価高のほうで食材料費も高騰しておりますので、ないとは言えない状況でございますので、御理解をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本真由美君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　討論を省略いたします。

これから承認第４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、承認第４号は原案のとおり承認されました。

日程第９　議案第14号から日程第16　議案第21号まで

○議長（杉本真由美君）　日程第９、議案第14号から日程第16、議案第21号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君）　それでは、議案第14号から第21号まで順次御提案の説明をしたいと思います。

議案第14号　北方町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

中長期在留者である外国人が所有する在留カード及び特別永住者である外国人が所持する特別永住者証明書のマイナンバーカードとの一体化が可能となり、マイナンバーカードの機能のある特定在留カード、マイナンバーカードの機能のある特定特別永住者証明書を交付することができるようになることから、これらを使用してコンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付を受けることができるとする改正を行うもので、施行期日は公布の日からとするものであります。

続きまして、議案第15号　北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国民健康保険税の税率等の改正を行うため本条例を制定しようとするもので、医療給付費分では、所得割率7.16％から7.30％に、均等割額２万6,200円を２万8,100円に、平等割額２万1,200円を２万1,600円にするなど、また後期高齢者支援金分、介護納付金分についても同様に税額等の改正をするものであります。また、国民健康保険税から減額する額について、未就学児がある場合に被保険者均等割額から減額する額についても改正をするもので、施行期日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第16号　北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の予定額部分を31万5,000円から33万円に改定を行う必要があるため、本条例を制定しようとするものであります。

施行期日は公布の日から施行し、第18条の規定は令和８年４月１日からの適用としております。

続きまして、議案第17号であります。工事請負契約の締結についてであります。

北方町立こども園増築工事の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は一般競争入札で行いました。契約の金額は１億4,300万円、契約の相手方は岐阜市加納黒木町２丁目46番地、岐南興業株式会社、代表取締役　尾崎茂人であります。

続きまして、議案第18号　令和８年度北方町一般会計補正予算（第２号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,482万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億412万1,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第１表歳入歳出予算の補正のとおりであります。

歳出の主なものを述べさせていただきます。

款３民生費、いきいき支援センター改修工事費でありますが、資材等の高騰による費用等の不足分として1,005万3,000円を増額させていただきます。

款９消防費では、退職報償金48万3,000円を増額、款10教育費では、教育総務費で429万3,000円を増額いたしました。

歳入につきましては、教育費県補助金、異学年集団による学び合い支援事業費補助金500万円、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業委託金78万円、前年度繰越金656万6,000円、町債200万円などであります。

続きまして、議案第19号　令和８年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,834万5,000円とするものであります。

歳出は、款１総務費、国保制度改正に伴うシステム改修委託料24万8,000円であります。全額県補助金、保険給付費等交付金であります。

続きまして、議案第20号　令和８年度北方町下水道事業会計補正予算（第１号）を定めるについてであります。

収益的支出の予定額５億9,806万1,000円に補正予定額950万円を増額し、６億756万1,000円と

するものであります。

支出は、款１下水道事業費用、処理場費、汚泥脱水機（No.１）の修繕費用であります。

続きまして、議案第21号　和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

令和６年８月31日にアルテックアリーナにてバトミントンの練習中、アリーナ中央の仕切りネットのたるみ部分によって足を滑らせて転倒し、けがをした事故についてでありますが、町は、本件事故に関する損害賠償金として27万円を町が加入する損害保険ジャパン株式会社から直接相手方の口座に振り込むという内容で和解及び損害額の案がまとまりましたので、地方自治法第96条第１項第12号及び13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で提案説明を終わります。慎重審議の上、適切な御判断をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本真由美君）　提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（杉本真由美君）　お諮りします。議案調査のため、明日６月９日から11日までの３日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、明日６月９日から11日までの３日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定いたしました。

第２日は、６月12日９時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

散会　午前10時12分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和８年６月８日

議　　長　　杉　本　真由美

署　名　議　員　　井　野　勝　已

署　名　議　員　　古　野　裕美子